## 別紙2



## 安全衛生優良企業認定マーク使用規程



安全衛生優良企業認定マークは、安全衛生優良企業認定を受けた企業(以下「認定企業」 という。)が使用することができるものです。マーク使用に当たっては、以下の留意事項を 守り、適切な使用をお願いします。

1 安全衛生優良企業認定マークを使用できるものについて

認定企業は、次に掲げるもののほか、犯罪行為など社会通念上、不適正と考えられる用途を除き、自由に安全衛生優良企業認定マークを使用することができます。

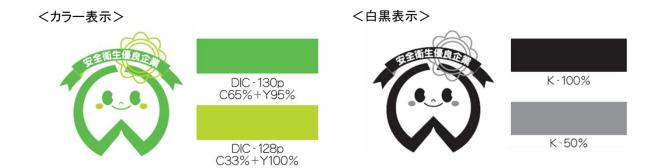
- ①商品又は役務(※)
- ②商品、役務又は企業の広告
- ③商品又は役務の取引に用いる書類又は通信
- ④ 企業の営業所、事務所その他事業場における掲示
- ⑤インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報
- ⑥労働者の募集の用に供する広告又は文書
- ※ 役務への表示については、具体的には銀行による金融サービス、不動産業による不動産取引の仲介、運輸業による物品の運搬、旅行会社によるツアーの実施等、サービス提供に当たって着用することとされている制服に表示したり、これらのサービス提供に当たって使用する車両等に表示することが想定されます。
- 2 安全衛生優良企業認定マークの「認定を受けた期間」の付記の方法について

安全衛生優良企業認定マークには、認定を受けた期間の西暦年度数を付記することとなります。

認定企業の本社所在地を管轄する労働局にて、認定を受けた期間を付記したマークのデータを付与しますので、そのまま表示してください。

3 安全衛生優良企業認定マークの色彩・サイズ等について

安全衛生優良企業認定マークの色彩は、次の<カラー表示>に示される緑色となります。 ただし、緑色とすることが不適当な場合にあっては、白黒表示も可能です。これ以外の色 を使用することはできません。



安全衛生優良企業認定マークは、拡大・縮小して使用することができます。ただし、マークを変形することはできません。また、マーク自体のデザインを変更したり、縁取り、背景を加える・陰影をつける等の変更を加えることにより、識別性を損なう表示をすることはできません。

